

## 香芝市告示第3号

香芝市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱を次のように定める。

令和8年1月8日

香芝市長 三橋和史

### 香芝市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱 (目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づき、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実の通知をする制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定に基づく住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載した事項に関する証明書及び消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住民基本台帳法第12条の3又は第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票の写し等を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項又は第12条の2において準用する同法第10条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2（第2項を除く。以下同じ。）又は第12条の2において準用する同法第10条の2の規定により住民票の写し等を請求する者

### (対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者と

する。

(1) 住民基本台帳法の規定に基づき、香芝市（以下「市」という。）の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者（消除された住民票又は消除された戸籍の附票に記録されている者を含む。）

(2) 戸籍法の規定に基づき、市が作成した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象としない。

（登録の申込み等）

第4条 本人通知制度の登録の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、香芝市本人通知制度登録申込書（第1号様式）により、市長に申し込まなければならない。

2 前項の場合において、申込者は、本人による申込みであることを証するため、個人番号カード、旅券、運転免許証又は本人の写真が貼付されている官公署が発行した免許証若しくは許可証その他の本人であることを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 第1項の申込みを代理人によりしようとするときは、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、市に備付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 委任状

4 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申込みをすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由等により直接申込みをすることができない場合

(2) 他の市区町村に居住している場合

5 前項の申込みについては、第2項及び第3項の規定を準用する。

（登録等）

第5条 市長は、前条第1項の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、香芝市本人通知制度登録者名簿（第2号様式。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、登録をした者（以下「登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

（登録期間）

第6条 登録者の登録の期間は、第4条第1項の規定による申込みを受理した日の翌日から起算して3年間とする。

（登録の変更等）

第7条 登録者は、氏名、住所その他登録をした内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、香芝市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書（第3号様式）により市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の届出について準用する。

（登録の更新）

第8条 登録者は、市長に再度、香芝市本人通知制度登録申込書（第1号様式）を提出することにより登録の更新をすることができる。

2 更新申込みの提出期間は、登録期間の満了日の1月前からとする。

3 第1項の規定により登録の申込みをした場合における登録期間は、従前の登録期間の満了日の翌日から起算して3年間とする。

4 第4条第2項から第5項までの規定は、第1項の登録の更新について準用する。

（本人通知）

第9条 市長は、第三者からの請求により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、次に掲げる事項を記載した香芝市住民票の写し等交付通知書（第4号様式）により当該登録者に対し、その旨を通知するものとする。

(1) 住民票の写し等の交付年月日

(2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数

(3) 交付請求者の種別

（登録の廃止）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項の規定による登録を廃止するものとする。

(1) 第6条の登録期間が満了したとき。

(2) 第7条の規定による廃止の届出があったとき。

(3) 登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(4) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。

(5) その他市長が特に登録を廃止する必要があると認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年12月29日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に香芝市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱（平成24年7月1日施行。以下「旧要綱」という。）の規定により本人通知制度の登録の申込みその他の手続をし、又はその決定を受けている者は、この要綱の規定により本人通知制度の登録の申込みその他の手続をし、又はその決定を受けている者とみなす。

3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により作成されている申込書等の用紙で残存するものについては、この要綱の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

香芝市本人通知制度登録申込書

年 月 日

香芝市長

申 込 者	住 所	〒 ー		
	氏 名			
	連 絡 先			
申込者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人以外の者			

香芝市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定により、次のとおり登録を申し込みます。（通知を希望する者（住民票の写し等に記載のある者）の情報）

住 所	〒 ー		
氏 名	フリガナ		
生 年 月 日	年 月 日生	性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
本 籍			
戸 籍 の 筆 頭 者		連 絡 先	

法定代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人		
住 所	〒 ー		
氏 名	フリガナ		
連 絡 先			

備考

- 1 各欄に必要な事項を記入し、該当するものにチェックを付けてください。
- 2 次の書類を提出し、又は提示してください。
  - (1) あなたが本人であることを証明する書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）
  - (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
  - (3) あなたがこの申込みに係る法定代理人以外の者であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）
- 3 登録者名簿への登録日は、申込受付日の翌日となり、登録期間は3年間です。

登 録 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
---------	------------------

※次の欄は、記入しないでください。

受 付	登 録	本 人 等 の 確 認 書 類	備 考
	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人以外の者	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他（                      ）	



第3号様式（第7条関係）

香芝市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書

年 月 日

香芝市長

届出者	住所	〒 ー		
	氏名			
	連絡先			
申込者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人以外の者			

香芝市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第7条の規定により、登録の内容を変更又は廃止したいので、次のとおり届け出ます。（登録の内容を変更又は廃止する者の情報）

住所	〒 ー			
氏名	フリガナ			
生年月日	年 月 日生	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
登録の内容を変更する場合				
変更前				
変更後				

法定代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人			
住所	〒 ー			
氏名	フリガナ			
連絡先				

備考

- 1 各欄に必要な事項を記入し、該当するものにチェックを付けてください。
- 2 次の書類を提出し、又は提示してください。
  - (1) あなたが本人であることを証明する書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）
  - (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
  - (3) あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）

※次の欄は、記入しないでください。

受付	登録	本人等の確認書類	備考
	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人以外の者	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他（      ）	

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

様

香芝市長



香芝市住民票の写し等交付通知書

あなたの住民票の写し等を第三者に交付しましたので、香芝市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第9条の規定により、通知します。

住民票の写し等の交付年月日	年 月 日
交付した住民票の写し等の種別	
交付した住民票の写し等の交付通数	通
交付請求者の種別	本人の代理人 ・ 本人の代理人以外の者